

対象品目:全品目

規範項目

26

環境に配慮した農薬の使用

規範の必要性や背景

*農薬は誤った使用をすると、深刻な汚染事故を引き起こす恐れがあります。適正な使用により、人・動物・水産動植物に被害が生じないように、リスクを最小限にする必要があります。

取組事項

- 使用する農地の面積から必要な散布量を計算して、薬液が残らないように調製する。
- 余った薬液は、散布ムラの調整に利用するなどして、最後までほ場で使い切る。
- 適正に希釈を行うために、はかりなどの計量器具により、正確に量を計量する。計量器具は農薬専用にする。
- 水質汚濁性農薬に該当する農薬は使用しないようにする。また、茨城県危害防止重点指導農薬に指定された農薬は、河川・湖沼・養魚池への流入や桑園及び蚕舎などに飛散する恐れがあるところでの使用は控える。

解説

●農薬の希釈の仕方

・農薬ラベルに表示されている希釈倍数及び10a当たりの散布液量(ℓ)を確認しましょう。

作物名	適用病害虫	希釈倍数 (倍)	散布液量	使用時期 (収穫前)	総使用回数		使用方法
					本剤	◆◆◆◆	
なす	うどんこ病	3,000~5,000	100~ 300 ℓ/10a	前日	5回	5回	散布
	すすかび病	3,000					
きゅうり	うどんこ病	3,000~5,000	100~ 300 ℓ/10a	前日	5回	5回	散布
	黒星病	3,000					

・計算式

$$10a\text{当たりの散布液量}(\ell) \times (\text{散布面積}(a) \div 10) = \text{実際の散布量}(\ell\text{またはkg})$$

$$(\text{実際の散布量}(\ell\text{またはkg}) \div \text{希釈倍数}) \times 1000 = \text{必要な農薬量}(ml\text{またはg})$$

(計算例) 希釈倍数3,000倍で登録のある薬剤を40a, 散布液量150ℓ/ 10aで散布する場合

40aに必要な散布液量は $150\ell \times (40a \div 10a) = 150 \times 4 = 600\ell$

希釈倍数3,000倍のとき必要な農薬量は $600\ell \div 3000\text{倍} = 200ml$

よって、水600ℓに農薬200mlを希釈すればよい。

農薬希釈一覧表

倍数 (倍)	各希釈液量に対する薬量(g又はml)							
	50ℓ	100ℓ	150ℓ	200ℓ	250ℓ	300ℓ	400ℓ	500ℓ
100	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	4,000	5,000
200	250	500	750	1,000	1,250	1,500	2,000	2,500
250	200	400	600	800	1,000	1,200	1,600	2,000
300	166	333	500	666	833	1,000	1,333	1,666
400	125	250	375	500	625	750	1,000	1,250
500	100	200	300	400	500	600	800	1,000
600	83	166	250	333	416	500	666	833
700	71	142	214	285	357	428	571	714
750	66	133	200	266	333	400	533	666
800	62	125	187	250	312	375	500	625
1,000	50	100	150	200	250	300	400	500
1,500	33	66	100	133	166	200	266	333
2,000	25	50	75	100	125	150	200	250
2,500	20	40	60	80	100	120	160	200
3,000	16	33	50	66	83	100	133	166
4,000	12	25	37	50	62	75	100	125
5,000	10	20	30	40	50	60	80	100

●茨城県危害防止重点指導農薬

茨城県危害防止重点指導農薬とは、人畜、蚕、水産動植物に対して毒性が強く、使用によって危害の発生が懸念される農薬のことです。

(例)

BT剤、カルタップ剤	蚕に対する毒性が強く、被害発生のおそれがある。
クロルピクリン剤	人畜に対する毒性が強く揮散しやすいため、被害発生のおそれがある。
水質汚濁性農薬に該当する農薬（シマジン剤）	広域で使用されるときに、水産動植物に対する被害のおそれがある。 汚濁された水を利用した人畜に被害を生じるおそれがある。 ※平成25年9月1日現在、農薬登録があるのはシマジン剤のみ。その他の水質汚濁性農薬に該当する農薬は、使用禁止農薬に指定された。

◆参考情報

- ・茨城県危害防止重点指導農薬に関する指導方針（茨城県病害虫防除所HP）

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/byobo/newnouyaku.html>

- ・使用残農薬管理と処分に関するガイドライン（農薬工業会HP）

http://www.jcpa.or.jp/user/pdf/guideline_pesticide.pdf

◆関連法令等

- ・農薬を使用するものが遵守すべき規準を定める省令（農林水産省HP）

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/h141211/h141211f.html

- ・茨城県危害防止重点指導農薬に関する指導方針（茨城県病害虫防除所HP）

<http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/byobo/newnouyaku.html>